

平成25年第13回弘前市教育委員会会議録

日時 平成25年9月2日（月）

午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

1 定足数確認

2 開会宣告

3 会議録署名者の指名

4 会期決定

5 臨時代理の報告

報告第22号 臨時代理の報告について

(弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)

6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 山科 實 委員、2番 土居 真理 委員、4番 前田 幸子 委員、
5番 佐藤 紘昭 委員

◇欠席委員

3番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 有馬 靖、学校指導課長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 佐藤 賢也、文化財課長 小野 俊彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 桜庭 哲紀、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 鳴海 誠、同政策調整担当主幹 高谷 由美子、同主幹兼総務係長 中田 和人

午後1時 開会

○委員長（山科 實委員） これより平成25年第13回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番土居真理委員と4番前田幸子委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は報告が1件です。

・報告第22号について

○委員長（山科 實委員） 報告第22号臨時代理の報告について（弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）審議します。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 報告第22号臨時代理の報告についてご説明いたします。特別職の職員の給料月額の改定に準じ、教育長の給料月額を改定するため、弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。特別職の職員の給料月額につきましては、平成25年8月6日付けで、弘前市特別職報酬等審議会から答申を受けております。そのなかで、市長及び副市長の給料につきましては、平成17年度から平成24年度までの国家公務員指定職、市長らの給料と水準に近い中央省庁の幹部職員のことですが、この改定率は7.6%の減額になっているのに対し、その間の市長及び副市長の改定率は1.7%の減額となっております。この改定率の差である5.9%の減額を基本として、当市を含む類似都市10市の平均額とのバランスも含めて審議した結果、5.9%の減額が適当であると判断するとの答申を受けております。更に、教育長及び常勤の監査委員の給料につきましても、市長及び副市長と同じ5.9%の減額とすることが適当であるとの附帯意見がありました。そのため、教育長の現行の給料月額74万3000円を5.92%減額し、69万9000円としようとするものであります。

別紙の、弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案をご覧ください。本条例の、第2条第2項中「743,000円」を「699,000円」に改める。附則につきましては、施行日を平成25年10月1日からとしております。次のページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表でこのように金額が変わります。以上で本条例の説明とさせていただきます。

○委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは報告第22号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) ご異議ないものと認めます。よって報告第22号は承認されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成25年第13回教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時7分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 中田 和人

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 土 居 真 理

署名者 前 田 幸 子